**高千穂町国民健康保険病院売店運営事業仕様書**

１　事業概要

1. 運営期間

令和５年１０月１日から令和７年３月３１日までとする。（運営開始日は予定であり、要協議）

※なお、履行上問題がなく、当院及び運営事業者双方に異存がない場合は、同じ条件でさら

に令和８年３月３１日まで延長できるものとし、令和８年４月１日以降については期間満了の

６ヶ月前までに双方協議のうえで、運営期間延長の可否について決定するものとする。

　　　※運営事業者の都合及び使用期間の満了により退去しようとするときは、６ヶ月以上の予告期

間を定めたうえで書面での通知をすること。

1. 運営場所

高千穂町国民健康保険病院売店（以下「売店」という。）

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井４３５番地１　高千穂町国民健康保険病院内

面積 ２１ ㎡　（店舗）

1. 使用許可及び使用料

使用許可期間にかかわらず、公用又は公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可条件

に反したときは使用許可を取り消すことがある。

【 使用料：月額２５，０００円 】　※電気料、駐車場代を含む、ただし価格改定等により変動が生じた場合は協議のうえ変更となる場合があります。

1. 経費の負担

運営事業者は、売店の営業にあたっての一切の経費を負担する。

２　売店運営条件

（１）営業期間及び営業時間

営業期間及び営業時間は次のとおりとする。

・営業期間　使用許可日から令和７年３月３１日

・営業時間　原則　（平日）　午前９時～午後６時、　（土）　午前９時～午後５時（月２回）

※ただし、臨時休業日の設定、営業時間の変更については、病院と運営事業者の事前協

議により定めることができる。

（２）販売品目

・弁当類、パン類、おにぎり類、即席麺類、菓子類、飲料、介護用品、日用雑貨類、収入印

紙、切手、郵便はがきは必ず販売すること。なおタバコ、アルコール類、その他療養に適さ

ないものを提供しないこと。

（３）運営全般に係る遵守事項

・売店は、病院利用者・職員の利便性向上に必要不可欠であることを認識し、病院運営に

積極的に協力すること。

・販売品の補充、賞味期限・消費期限管理及び金銭管理（釣銭対応を含む）等、売店運営

に係る維持管理業務は事業者が適正に行うこと。

・病院の感染対策マニュアル等に準じた感染対策を行うこと。

３　原状復帰

・売店の既存の施設が破損若しくは使用不能となった場合の修繕又は購入に関する経費は、

運営事業者の責めに帰する場合を除き、病院が負担する。

・使用許可を取り消したとき又は使用許可期間が満了となったときは、運営事業者の負担で

病院が指定する期日までに売店内を現状復帰した上で病院に返還すること。ただし、病院が

特に承認した場合は、この限りではない。

・事業者が前項の期日までに売店内を原状回復の義務を履行しないときは、病院が原状回復

のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求することができるものとする。

４　人員配置

・本業務に必要かつ十分な従業員を配置し、病院との連絡調整役を担う現場責任者を定め、

その氏名・緊急連絡先を記載した文書を病院へ提出すること。

・従業員の健康管理を徹底し、感染症等の予防に努めること。

５　危機管理

1. 法令遵守

施設等の使用、従業員の管理及び商品の仕入れ、保管、残滓処理等売店運営全般につ

いて、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）その他関係法令等を遵守し、十分な安全確

保及び衛生管理を行うこと。また、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく

手続きを行うこと。

1. 衛生管理及び防火・防犯

売店フロアの清掃を定期的に行うとともに、防火・防犯上の点検を徹底し、必ず施錠をして

退出すること。

1. 報告

本運営において、食中毒、伝染病その他健康上の被害を与えたときや火災等の災害又は

犯罪が発生したときは、その状況等について病院に遅滞なく報告すること。

６　損害賠償

・運営事業者は、その責に帰すべき事由により売店の全部または一部を滅失又は毀損したと

きは、当該滅失又は毀損による売店の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなけ

ればならない。ただし、運営事業者が自己の負担により売店を原状に回復した場合はこの限

りではない。

・当該業務において、運営事業者の責に帰すべき事由により、健康上の被害又は火災等の

災害若しくは犯罪による損害を与えたときは、当該被害者に対してその損害を賠償するととも

に、その後の運営継続に関して必要な措置を講ずることとする。

７　その他

・仕様書に定めのない事項については、病院と運営事業者が協議して定めるものとする。